

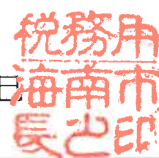


海南市告示第 101 号

地方税法第20条の2の規定により、送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため、公示送達する。

令和 8 年 8 月 4 日

和歌山県海南市長 神出 政巳



公 示 送 達 書	
下記の書類は、税務課に保管してありますから、来所の上、受領してください。	
送達を受けるべき者	NGUYEN THI PHUONG KIM
送達する書類名	令和8年度 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼 決定通知書（令和7年度相当）
地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して、 7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。	